

議案第 47 号

箱根町弥坂湯条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の  
制定について

箱根町弥坂湯条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のよう  
に定める。

平成 28 年 4 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町営入浴施設の使用料を見直し、子どもの利用促進を図る必要があるため、  
本条例案を提出するものである。

## 箱根町弥坂湯条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

箱根町弥坂湯条例の一部を改正する条例（平成28年箱根町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「150円」を「100円」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。